

泉市長が住民投票に賛成

「再開発は推進、市民の賛同を得て進めたい」

泉市長は13日、再開発計画の賛否を問う住民投票の実施に賛成する意見書案を市議会に提出しました。

19日から始まる臨時市議会の議案に添えてこの日開かれた議会運営委員会に提出したもので、「再開発推進と住民投票の賛否は別個のテーマである」と前置きしたうえで、2つのテーマに言及しています。

住民投票については「自治基本条例第14条第1項の規定（住民が市長に対して住民投票を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない）は、市長に対する極めて重要な法規範であり、法定署名数の4倍を超える連署をもって請求を受けた市長として住民投票に賛成するのが自治基本条例の趣旨にかなう」と明言しています。

また、再開発計画については「市長就任後に見直した計画は、より多くの市民の賛成を得られるものと認識しており、住民投票が実施される場合には市民の賛同を求めていく」としています。

再開発の是非は住民投票で問うもので、住民投票は「民意」を議会と行政に反映させるために再開発に反対派も賛成派も「民意を反映するプロセス」「市民主体のまちづくり」を進めていくため必要不可欠な手続きだ一と、直接請求で訴えてきました。泉市長の意見書はこの趣旨に沿うもので、まっとうな姿勢であると考えます。

市長意見で推進派議員に動揺？ 議会にすべての責任負えるか？

市議会の再開発推進派の議員らは、こうした市長の対応に動揺の色を隠せません。13日の議会運営委員会でも委員会への提示前の当日朝刊に報道されたことにかみついたり、議案の審議を付託する委員会について再開発推進派しかいない建設企業常任委員会への付託に固執するなど、防戦に必死でした。

市長の提案に反して、民意を反映する手段として自治基本条例に規定された住民投票実施を否決して、再開発を推進する決定を議会が強行するなら、その結果責任をより一層議会が背負わなければならないこととなります。この再開発計画については事業の将来見通しが不透明なことから、前市長時代から市長と議会の「責任の押し付け合い」が目立っていました。

住民投票を否決して、議会がその責任を担う覚悟ができるのか？ 明石市の憲法である自治基本条例に沿って、住民投票の手続きを経て民意を反映する民主主義の原則に従うのか？ 議会のあり方と真価が問われる臨時議会は今週はじまります。

11月臨時市議会の日程

- 19日（月）10：00～ 本会議（提案）
- 20日（火）10：00～ 本会議
請求代表者の陳述（30分）
質疑（事前に質問通告）
午後（本会議終了後）
建設企業常任委員会で審議
- 21日（水）（委員会予備日）
- 22日（木）11：00 議会運営委員会
15：00 本会議（討論、採決）

市議会終了後 24日に市民集会

11月24日（土）午後1時30分～4時30分 市民ホール（明石駅前らぽす5階）

臨時市議会で住民投票についてどのような議決が行われるかは予断を許せませんが、いずれの結果になってもその評価と今後の対応を議論するために、市民集会を開催します。たくさんの市民の皆さんのご参加をお願いします。

泉市長が13日提示した「意見書」の全文

市長としては、見直し後の再開発計画と、住民投票については、ともに賛成すべきものと考えている。

まず、再開発計画と住民投票との関係についてであるが、両者は、再開発計画に反対なら住民投票に賛成、再開発計画に賛成なら住民投票に反対という論理的な関係に立つものではなく、それぞれが別個に検討可能なテーマというべきである。

そこで、再開発計画の是非についてであるが、市長就任後に市民目線での見直し、すなわち、図書館や子育て支援施設という市民ニーズの高い公共施設へと内容を変更する一方で、市の負担額も30億円縮減するという見直しを図っており、見直し後の計画については、より多くの市民の賛成が得られるものになったと認識している。

次に、住民投票についてであるが、明石市の憲法ともいべき明石市自治基本条例の第14条第1項の規定、すなわち、「住民が市長に対して住民投票を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない」との規定は、市長に対する極めて重要な法規範であると受けとめており、法定署名数の4倍を超える2万196人の連署をもって市民から請求を受けた市長としては、住民投票に賛成の意を表するのが、明石市自治基本条例の趣旨にかなうと判断する次第である。

なお、住民投票が実施される場合には、市長就任後に市民目線での見直しを図ったことを説明したうえで、見直し後の再開発計画への賛同を求めていく所存である。

5会派10名と意見交換済み、公明と政和会は回答拒否

議員への公開質問 個別面談の中間報告

明石駅前再開発に関する住民投票の実施を求める直接請求について、明石市議会の全議員30名に対して住民投票の会が公開質問書を提出し、個別に面談を申し入れて意見交換を重ねてきました。

質問は5項目。10月12日に個別に配布し、15日以降順次面談を求めて1時間前後の意見交換を行いました。これまでに次世代明石（3名）共産党（3名）市民クラブ（2名）民主連合（1名）日本創新党（1名）の5つの会派の計10名が面談に応じていただき、全質問項目について回答をいただき、会のメンバーとの意見交換もできました。

しかし、公明党（6名）と政和会（6名）所属議員は「会派として質問には答えないことになった」として回答を拒否。個別に面談ができないなら、代わりに会派として意見を聞かせて欲しいという要請も拒否されています。民主連合の富田議員には面談を拒否されました。

真誠会（5名）の議員も数名に面談を求めましたが、会派として幹事長に委ねているということで、まだ確認ができていません。市民クラブの遠藤議員にはこれから面談を申し入れます。（民主連合の尾仲議員は議長という立場上、面談要請を見合わせました）

16日まで連日議会報告会

どの会場でも再開発への議会对応に批判の声

臨時議会の直前に10日から5つのブロックで延べ5回にわたって連続開催されている議会報告会は、どの会場でも議員の資質と駅前再開発についての不十分な審議に対して、参加した市民から批判の声が集中し、自治基本条例に定めた“議論する議会”への脱皮を求める意見が相次いでいます。残る会場に参加し発言を！

市民みんなで決める住民投票を実現する会（略称：駅前再開発・住民投票の会） 明石駅前事務所
明石市本町1-6-3（明石銀座通り、魚の棚入口南） TEL/fax 078-911-5015 E-mail:jumintohyo2012@gmail.com
□会費、カンパ振込先 郵便振替口座 00940-8-255443 □口座名 明石駅前再開発・住民投票の会